

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間の産業活動等の拡大に伴って排出された二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これにより太陽からの日射や地表から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地球表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象です。

地球温暖化による影響は広範囲にわたり、2007年2月の国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が発行した第4次評価報告書において、地球上のあらゆる場所において発展を妨げると予想されています。具体的には、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、海水面の上昇による沿岸漁業への被害や陸地の減少、生物の生息域の生態系や農業生産の影響、気象災害の増加に伴う経済的損失の増加やマラリアなどの低緯度の感染症の拡大などが予測されており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような状況にあつて、地球環境問題に対する国際的意識が高まり、1992年6月、ブラジルで開催の国連環境開発会議(地球サミット)では、国連気候変動枠組条約が採択され、我が国を含む155カ国が署名を行い、1994年には条約が発効しました。

その後、2000年以降の温室効果ガスの抑制、削減目標等の協議が行われ、1997年12月京都において開催された第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)では、新たな削減目標等を含んだ議定書が採択されました。京都議定書では、2008年～2012年の期間において温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等)を先進国全体で、1990年の時点より少なくとも5%削減(アメリカ; -7%、EU; -8%、日本; -6%、)する数値目標が定められました。また、先進国間で数値目標を「排出権」として取引できる仕組みなどについても定められました。さらに2008年7月開催の北海道洞爺湖サミットにおいて、環境・気候変動に関し、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量の少なくとも50%を削減するという長期目標を達成するためには世界全体で取り組む必要があるとの認識が合意されました。

しかし、2009年12月に開催された2013年以降の法的な枠組みの構築を目指した第15回締約国会議(COP15)では、結果的には各国の思惑から、具体的拘束力をもつ温室効果ガス排出量の削減目標は決定されませんでした。産業革命に比べて気温上昇を2度以下にすることを旨とするなどを織り込んだ合意(コペンハーゲン協定)にとどまりました。

このような国際的な流れの中で、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されました。この法律は、地球温暖化への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明確にし、その後の改正を経て、国、地方公共団体の実行計画の策定や事業者の算定報告公表制度などの取り組みが促進されるよう法的枠組みを整備した内容となっています。

また、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月、「京都議定書目標達成計画」が定められ、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針や温室効果ガスの排出削減等のための具体的な対策、施策が示されました。

そこで、本町でも町自らが地球温暖化対策に率先して取り組んでいくため実行計画を策定することにしました。

## 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項の規定に基づき、京都議定書目標達成計画に即して本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための取り組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

----- 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋） -----

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画書（以下「地方公共団体実行計画書」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項  
〔以下 省略〕

----- 京都議定書目標達成計画 （抄） -----

（平成17年4月28日閣議決定）

（平成20年3月28日全部改定閣議決定）

◎「地方公共団体」の基本的役割

○率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取り組みを行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画の策定を確実にし、実施する。

◎地方公共団体の率先的取組

○対象範囲

地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、公立病院等の運営などの事業からの排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法に定められた行政事務全てを対象とする。

〔以下 省略〕

## 3 計画の期間

本計画の期間は、数値目標の基準年度を平成20年度とし、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

## 4 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項で定められている温室効果ガスは、次のとおりです。本計画の対象とする温室効果ガスは、本町が廃棄物処理施設を有していないことや町の事務及び事業の規模などから、6種類のうち、地球温暖化へ直接的影響が9割以上占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

〔温室効果ガス〕

温室効果ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	燃料（石炭、石油、天然ガス等）の燃焼など
メタン（CH <sub>4</sub> ）	農業関係、廃棄物の埋め立て、燃料の燃焼
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の洗浄ガスなど
六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	変圧器などの電気機械器具の使用など

## 5 計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、外部への委託や指定管理者制度などにより実施する事務及び事業を除き、庁舎及び出先を含めた組織及び施設等に係る事務及び事業とします。

〔対象施設〕

総務課	防災行政無線関連施設・公用車
住民課	高齢者等健康づくり総合交流センター・高齢者能力活用センター 上ノ国保育所・滝沢保育所・河北保育所・葬斎場
施設課	公用車・重機・役場本庁舎・湯ノ岱出張所・石崎出張所
水道課	公用車・神明飲料水供給施設・湯ノ岱浄水場・木ノ子浄水場・小砂子浄水場 特定環境公共水道（マンホールポンプ）・漁業集落排水施設（マンホールポンプ） ・桂岡浄水場（大潤・原歌ポンプ含む）

産業課	公用車・農業機械・農業指導センター・林業センター・内郷集落排水施設・除雪機・洗車機・花沢温泉簡易浴場・手づくり水産加工センター・栽培漁業総合センター・国民温泉保養センター・商店街トイレ・風力発電
教育委員会	湯ノ岱小学校・河北小学校・上ノ国小学校・滝沢小学校・早川小学校・小砂子小学校・上ノ国中学校 勝山館跡ガイダンス施設・上之国館調査整備センター（発掘事務所）・旧笹浪家住宅・町民スキー場山小屋・上ノ国地区町民プール・河北地区町民プール・上ノ国町体育館・探鳥小屋・総合福祉センター

## 6 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、法施行令に基づき、電気、灯油・重油、ガソリンなどの温室効果ガスを排出させる原因活動の種類ごとに単位発熱量による活動量に排出係数を乗じて各々の排出量を求めて、二酸化炭素に換算した排出量を算出します。

### ◆燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出の算定方法

$$\boxed{\text{種類ごとの燃料使用量}} \times \boxed{\text{単位発熱量}} \times \boxed{\text{排出係数(炭素の量)}} \times 44/12 = \boxed{\text{排出量(kg-CO}_2\text{)}}$$

\* 単位発熱量：単位使用当たりの発熱量（MJ/l, Kg, m<sup>3</sup>等）

\* 排出係数：単位発熱量当たりの炭素の排出量（kgC/MJ）

\* 44/12：二酸化炭素の分子量と炭素の原子量の比

### ◆他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の算定方法

$$\boxed{\text{各事業の電気使用量(KWh)}} \times \boxed{\text{排出係数(炭素の量)}} = \boxed{\text{排出量(kg-CO}_2\text{)}}$$

\* 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る「実行計画策定マニュアル及温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」による。

## 第2章 計画の目標

### 1 温室効果ガスの活動区分別排出量

平成20年度の町の事務及び事業における温室効果ガスの総排出量は、各施設及び車両の燃料や電気の使用量を二酸化炭素に換算し、算出します。

〔平成20年度 温室効果ガスの活動区分別排出量〕

活動区分		使用量	単位	二酸化炭素総排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	割合
燃 料 使 用 量	ガソリン	18,140.14	ℓ	42,115	1.8%
	灯油	116,499.00	ℓ	290,022	12.5%
	軽油	8,751.48	ℓ	22,922	1.0%
	A重油	262,553.00	ℓ	711,421	30.6%
	液化石油ガス(LPG)	25,281.08	kg	75,850	3.3%
電気	2,260,609.90	Kwh	1,254,638	50.8%	
合 計				2,396,970	100.0%

平成20年度温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量 2,322,207 kg-CO<sub>2</sub>

### 2 温室効果ガスの排出削減目標

平成26年度における温室効果ガスの総排出量を平成20年度に比べて約5%削減します。

平成26年度（目標年度）温室効果ガス総排出量 2,277,120 kg-CO<sub>2</sub>

〔各項目別 温室効果ガスの排出量と目標〕

	基準年(平成20年度)		目標年度(平成26年度)
	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量	CO <sub>2</sub> 排出量
ガソリン	ℓ 18,140.14	kg-CO <sub>2</sub> 42,115	kg-CO <sub>2</sub> 40,009
灯油	ℓ 116,499.00	kg-CO <sub>2</sub> 290,022	kg-CO <sub>2</sub> 275,521
軽油	ℓ 8,751.48	kg-CO <sub>2</sub> 22,922	kg-CO <sub>2</sub> 21,776
A 重油	ℓ 262,553.00	kg-CO <sub>2</sub> 711,421	kg-CO <sub>2</sub> 675,850
L P ガス	kg 25,281.08	kg-CO <sub>2</sub> 75,850	kg-CO <sub>2</sub> 72,058
電気	Kwh 2,260,609.90	kg-CO <sub>2</sub> 1,254,638	kg-CO <sub>2</sub> 1,191,906
合 計		kg-CO <sub>2</sub> 2,396,970	kg-CO <sub>2</sub> 2,277,120

## 第3章 取組

本計画で掲げている二酸化炭素の環境負荷の削減に向け、各課連携を図りながら次の具体的な取り組みを実践しながら進めることとします。

### 1 省エネルギー・省資源の推進

省エネルギーや省資源の取り組みは、温室効果ガスの排出量を減ずるための抑制策に直接的に資する取り組みです。事務・事業のあらゆる場面で施設や機器等の使用に配慮が必要になります。各施設の照明機器や暖房の使用に当たっては、以下に留意します。

#### (1) 電気使用量の削減への取り組み

- 夜間残業の縮減に努め、夜間の照明の点灯時間の削減に努めます。
- 昼休みの消灯や時間外時における不用箇所での消灯を徹底します。
- 室内・廊下の照明は、業務の支障のない範囲での照明を確保します。
- 退庁時には身の回りの電気器具の電源が切れていることの確認を励行します。
- パソコンやプリンターなどのOA機器の未使用時における電源オフを徹底します。
- 照明機器はホコリなどを取り払うなどの清掃をします。
- 電気ポットの電源は必要時以外には電源オフにします。

#### (2) 燃料使用量削減

##### 〔施設〕

- 事務室や各施設の暖房は適正な温度管理を行います。
- 夏季のノーネクタイ等の軽装、冬季の1枚重ね着を推進します。
- ガスコンロ等の使用の際には、火力の調整に心がけ、お湯の沸かしすぎなどに注意します。

##### 〔公用車〕

- 車両の空ふかし、急発進、急加速を行わない。
- 車両から離れる際はエンジンを切るとともに、必要以上のアイドリングを控えます。
- 車両は経済速度で走行し、不必要な物の積載はしないようにします。
- 車両の適正な整備・管理に努めます。

#### (3) 水資源の有効利用

- 日常的な節水に努めます。
- 洗面所等での水圧を適度に調整します。
- 各施設で適切な水道管理に努めます。

### 2 廃棄物の減量化とリサイクル等の推進

ゴミの減量やリサイクルの取り組みは、温室効果ガスの排出を間接的に抑止するための取り組みです。これまでも様々な取り組みを実施・実践してきましたが、今後とも各施設でのコピー機等の使用や施設内で発生する古紙・ゴミの分別回収に当たっては、以下に留意します。

### (1) 用紙類の使用量の削減

- 印刷やコピーは出来るだけ両面とします。
- 会議等の資料の印刷物の作成部数は、必要最小限とします。
- ミスコピー用紙の裏面は、メモ紙や事務所内文書等に活用します。
- 庁内LANや電子メールの活用により用紙類の削減に努めます。
- 使用済み封筒は再利用します。

### (2) 廃棄物の減量と資源化、リサイクル

- ファイルやフォルダーは再利用します。
- 古紙や缶、ペットボトル等の分別及びリサイクルを推進します。
- 物品の使用に当たっては、適切に維持・管理を行い、必要に応じて消耗品の交換・詰替え等により長期化を図ります。

## 3 環境にやさしい製品の購入の促進

環境面への配慮のため、備品や消耗品の購入に当たっては、「環境物品等の調達に関する基本方針」を参考にして、以下に留意しながら環境への負荷がより少ない製品を優先的に購入・使用するようにします。

### (1) 省資源、省エネルギー型電機製品の導入

- OA機器の購入・更新に当たっては、省エネルギー・節電タイプの製品の導入に努めます。

### (2) 低燃費・低公害車の導入

- 公用車の購入・更新に際しては、低燃費・低公害の機能がある仕様のものの導入に努めます。

### (3) その他環境に配慮した製品の購入

- コピー用紙等については、古紙配合率の高い用紙の購入に努めます。
- 事務用品についてはエコマークやグリーンマーク表示されている製品の購入に努めます。
- 詰め替えやリサイクル可能な物品の購入に努めます。

## 4 環境保全等への取り組み

町有林や町有施設の緑化の部分を適切に維持管理することにより、二酸化炭素吸収の源である緑を豊かにする間接的な効果が期待できます。また、工事発注に当たって再生資材の使用や建設副産物の発生を抑制することで、環境負荷の低減やエネルギーの使用量が削減されることから、以下により取り組みを進めます。

(1) 町有林の環境保全

- 豊かな森林資源を適切に管理することにより、継続的に森林吸収源の確保が図られることから、町有林の整備・保全に努めます。

(2) 町施設の美化等

- 庁舎等施設の敷地内の緑地を確保します。
- 施設内敷地の清掃を積極的に行い、周辺環境美化に努めます。

(3) 工事発注における配慮

- 建設副産物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。
- 建設副産物の再資源化に努めます。



## 第4章 計画の推進と点検・評価

### 1 推進体制

#### (1) 推進委員会

推進委員会は、庁議構成メンバーをもって組織し、副町長（委員長）及び課長職を推進委員として、計画の周知、相互の連絡調整及び計画の推進を図ります。

#### (2) 事務局

事務局は住民課戸籍住民グループが担当し、各課等の協力を得ながら計画の実施等全般を管理すると共に、職員への情報提供・研修や事業の推進を図ります。

#### (3) 職員

職員は環境負荷の削減に向け、本計画により地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

### 2 点検・評価

計画の実施状況を把握し、点検・評価を行い、目標の達成に努めます。

### 3 公表

計画の実施状況及び点検・評価結果は、町広報等により公表します。